

令和8年度 柳井市人権教育推進計画

I 人権教育基本方針

「人権の世紀」とも言われている今日、様々な人権課題が幅広く存在しており、インターネットの普及など情報社会の進展に伴って、人権に関する新たな課題も見られるようになってきている。人権教育は、憲法、教育基本法及び山口県人権推進指針の主旨に基づいて、全ての人々の基本的人権を尊重するという普遍的な視点に立ち、これを教育活動の一環として位置付け、体系的・計画的に推進する。

目 標 一人ひとりの人権が尊重される心豊かなまちづくりを目指した人権教育の推進

分野別施策の推進

- | | | | |
|---------------|----------|-------------------|--------|
| ○男女共同参画に関する問題 | ○子どもの問題 | ○高齢者問題 | ○障害者問題 |
| ○部落差別（同和問題） | ○外国人問題 | ○罪や非行を犯した人の問題 | |
| ○犯罪被害者と家族の問題 | ○環境問題 | ○インターネットにおける問題 | |
| ○プライバシーの問題 | ○拉致問題 | ○インフォームド・コンセントの推進 | |
| ○感染症の問題 | ○ハンセン病問題 | ○性の多様性に関する問題 | |

II 学校における人権教育

1 努力点

(1) 推進体制の確立

- ア 全教職員が人権教育の役割と重要性を正しく認識し、共同実践に基づいた指導体制の確立と研修の充実に努める。
- イ 校種間（幼・保・小・中・高）の連携を深め、体系的・組織的・計画的な推進体制の確立に努める。

(2) 教育活動の充実

- ア 人権が尊重された学校づくりを基盤とし、児童・生徒の心身の成長の過程に即した人権教育の研修・実践に努める。
- イ 人権に関する正しい認識と豊かな人権感覚をもち、実践力のある児童・生徒の育成に努めるとともに、家庭・地域との連携を深める。

(3) 取組の評価と見直し

- 推進体制や各種計画については、進捗状況等を踏まえ、適正な評価を行い、見直し等に努める。

2 推進計画

- (1) 校内推進組織を充実させるとともに、人権教育年間計画に基づく実践と評価を行い、人権教育のたゆまない実践に努める。
- (2) 各学校の研修を計画に基づいて実施し、全教職員の意識の高揚を図る。
- (3) 人権尊重の精神に徹した指導を基盤とし、豊かな心をもった児童・生徒の育成を目指す。
- (4) 人権教育への理解と協力を得るために、家庭・地域との連携を図る。
- (5) 校種間の連携に努め、人権教育の一層の推進を図る。

3 研修計画

- (1) 学校人権教育研修会（やない教育の日）
- (2) 各学校における人権教育の実践的な研修
- (3) 家庭・地域との連携
- (4) 幼・保・小・中・高等学校人権教育主任等研修会

Ⅲ 社会教育における人権教育

1 努力点

(1) 推進体制の確立

ア 社会教育関係機関・団体相互の連携を深め、研修の推進を図る。

イ 指導者の育成と資質の向上を目指し、研修の充実・拡充を図る。

(2) 教育活動の充実

ア 市民・団体・企業・行政等の実態に即して学習支援をし、自主的な取組が活性化するように支援に努める。

イ 各地区の公民館や地域との連携を図り、人権教育推進委員等指導者の資質向上のための研修会等を実施する。

ウ 多様な学習機会の設定や学習資料の充実に努める。

エ 人権意識の高揚をめざした広報等による啓発の推進を図る。

(3) 取組の評価と見直し

アンケート等により取組の評価を行い、見直し等に努める。

2 推進計画

(1) 市民の自主的な学習への取り組みを支援し、人権教育の一層の推進を図る。

(2) さまざまな人権課題への正しい理解と認識を図るため、行政・学校・企業・社会教育関係団体と相互に連携を深め、研修会開催を働きかけ、人権教育の推進に努める。

(3) 人権教育推進計画に基づき、人権教育の着実な推進に努める。

3 研修計画

(1) 行政・社会教育関係団体等における人権教育研修

ア 人権意識を高揚するための研修会の実施

イ 各地区における指導者養成のための研修

ウ 各地区公民館・関係団体等を中心とした研修

エ 各社会教育団体における人権教育研修

オ 自治会等における人権教育研修

(2) 教室・講座による人権教育研修

ア 小・中学校における保護者対象の人権教育研修

イ 各種講座・サークルにおける人権教育研修

(3) 職場等における人権教育研修

ア 官公庁人権教育研修

イ 企業・事業所対象人権教育研修

ウ 各企業・事業所内人権教育研修

(4) 広報活動

ア さまざまな人権に関わる部署及び法務局などの関係機関と連携し、市報「広報やない」等を通じ、人権教育の広報活動を進める。

イ 人権問題に対する資料の整備に努める。